

ヨハネ福音書 8 章 18 節の解釈－「私自身についての証言」とは－

香西信

序

本研究ノートが目的とするのは、ヨハネ福音書 8:18 のイエスの「私自身についての証言」－証言の主体と対象がすべて「私」である証言－の妥当性を、自己証言の信憑性の根拠という点から考察することである。8:13-20 の議論は、イエスの 8:12 の発言「私が世の光である」に対するファリサイ派の人々の告発に端を発している。彼らの告発は、イエスの発言が律法の規定する自己証言に当たるというもので、イエスの自己証言に信憑性があるか否かが議論の焦点となっている。ここで、イエスは自己証言の正当性を主張し(14 節)、その根拠として「私自身についての証言」(18 節)を挙げる。この発言は一見すると不可解である。自己証言の信憑性の根拠の提示を求められているにもかかわらず、「私」をその根拠であると回答することは同語反復であり何の説明にもなっていないように思われる。この点に関して、イエスの証言は人間の証言とは別の次元の神的証言である、あるいは、自己証言の信憑性の根拠をあくまでも、律法解釈に求める、といった説明が従来なされてきた。本稿では、イエスの自己証言の信頼性を支えるものは、使者(父から特別に遣わされた者)という資格であり、その資格によって、どのように彼の自己証言の信憑性が保証されているかについて考察する。その上で、それを裏付けるものとして第二イザヤの法廷証言を取り上げ、自己証言との関連を論じて一定の結論を導いてみたい。

1. 議論の前提となる律法の規定

13 節において、ファリサイ派の人々は「あなたは自分について証言している。その証言は真実ではない」と、イエスの自己証言の信憑性に疑問を呈している。論争の発端となるこの告発は、ファリサイ派の人々がイエスを告発する根拠にしている律法の規定を根拠にしていた。その規定とは、自己証言のみでは証言は有効性を持たないという規定、民数記 35:30、

申命記 17:6¹、19:15²、ミシュナー第三篇第三部 2:9「人が自分のために証言する時、その人には信用が置けない」³である。これらはいずれも有罪判決⁴における偽証の排除に関わる原則として適用され裁判の公正さを担保するものであった。この律法の規定は、初代教会においても重要な慣行として守られていた。そのことは、マタイ 18:16、第二コリント 13:1 の記述から伺うことができる⁵。

自己証言の正当性について、この段落と類似した議論がヨハネ 5:31-39 に見られる。5:31-39 において、イエスは自分以外の他の権威を列举することによって、自らの発言が律法の規定に則したものであり自己証言には該当しないことを証明している。すなわち「私が私自身について証言しているなら、私の証言は真実ではない」(5:31)と自己証言の無効性を認めた上で、証言を支える他の権威として、父 (5:32、37)、洗礼のヨハネ (5:33)、父が与えた業 (5:36)、聖書 (5:39) モーセ (5:46) を挙げ、自らを弁証している。

それに対して、本段落では、ファリサイ派の人々の告発を受けたイエスは、「たとえ私が私自身について自ら証言しているとしても、私の証言は真実である」(8:14) とあくまで自己証言自体の正当性に拘っている。「あなたがたの律法にも二人の人間の証言は真実であると書かれている」(8:17) と律法の規定の権威を認めていると解釈できるものの、結局、「私は自分自身について証言しており、私をお遣わしになった父も私について証言してください」(8:18) と結論づけている。しかし、この説明では、前述した律法の規定に照らしても、自己証言以外に二人ないし三人の証言者を必要とするという要件は未だ満たしていないことがわかる。

2. 従来の解釈

この 18 節の解釈について、R. ブルトマンは、17 節の「あなたがたの律法」という言い方に着目し、ここにはヨハネ福音書記者がユダヤ人共同体の律法主義を諷刺するニュアンスが込められていると指摘している⁶。神の掟という律法を規定する根本の概念から逸れて、あくまで人間の証人の数を要求する律法の形式主義に固執するファリサイ派の人々には、人間の証言とは次元を異にした神の証言の信憑性はわからない。この段落において問われているのは、神の証言の超越性、卓越性に他ならず、そのために人間の証言は引き合いに出されているに過ぎないというのである。

これに対して、R. E. ブラウンは以下のように律法の規定から解釈している⁷。まず、ラビの判例集には、証言の例外として、証言者である親が、子に対する証言である場合には、一

人の証言でも有効性を持つとあることを紹介した上で、とはいうものの、律法の原則に則って説明しようとしているイエスがこの例外を意図しているとは考えにくい。そうではなく、イエスはここで、神の子としての自分自身と父なる神という二人の神的証言が自らの人間としての証言を支えていると解釈する。C. S. キーナー⁸も神的証言によって信憑性は確保されているというブラウンの立場を支持し、自らの外に挙げた証人が父なる神という考えられる最高の証人であることをその根拠としている。彼はここに、カルヴァホメル⁹の原則、人間の証言が二人、三人の他の人間の証人を要するならば、いわんや、それが、天の父である神の証言であるならば、その信憑性は言うまでもないという論理が適用されていると述べている⁹。

3. 証言を支える資格とは

これらの見解に対して、以下では、証言者の資格という観点から自己証言の信憑性を考える。ボウカム¹⁰が指摘しているように、そもそも、証言の信憑性とは証言者が何者であるかという彼の本質規定に大きく左右される。そこで、まず、18 節の根拠の裏付けとなっている 14 節と 16 節を検討する。14 節では「私はどこから来てどこへ行くか知っている」と自らの出自と目的地に関する知識をイエスは挙げる。イエスの出自と目的地とは、3:13、6:51、6:38、7:33、6:62、16:28 によると「天」「父のいる場所」である。出自（その人の起源）とは、当時の社会において身分を証明する重要な手段と考えられていた。出自はその人の起源を示すと同時に彼の本質を規定するものでもあった¹¹。これらのことより、自らが「天（父）から来て天（父）へ帰る」知識を持つ者であると述べている 14 節は、イエスの神的存在としての本質を規定するものであることがわかる。

また、このように自らの出自と目的地に関する知識を有する存在である「私自身」を、更に 16 節、18 節では「私をお遣わしになった方、父」からの使者であるとし、派遣者としての父が強調されている。「遣わす（πέμπω）」は、新約聖書全体で 79 箇所の用例があり、32 箇所がヨハネで、21 箇所がルカ、使徒言行録で、5 箇所がマルコ、マタイで用いられている¹²。ヨハネにおける用例では、8:18 に見られるように「遣わす（πέμπω）」のアオリスト分詞形「遣わした方（πέμψας）」と「父」πατήρ が併記される（5:24、6:44、12:49、14:24）のが特徴である。この用法はいずれも派遣された者としてのイエスに関する文脈で用いられている¹³。子が父によって遣わされたという考えは、言うまでもなく、子の出自や目的地、子の

起源が父のいる場所、天であることと深く関連している¹⁴。派遣された者、使者は通常、派遣者（父）のもとから来て、派遣者（父）のもとに帰る。

ユダヤの法原理によると、使者には、彼の実際の身分とは関係なく、派遣者と同等の権威が付与された¹⁵。例えば、支配者、主権者、統治者の代理としての使者は、派遣された国では派遣者と同等の権威ある存在として丁重に扱われた。使者は、旅に非常な危険と困難を伴った古代の外交において欠かせない存在だった¹⁶。このような使者の特質を、ヨハネ福音書において、イエス自身が以下のように語っている。「子を敬わない者は、子をお遣わしになった父をも敬わない」（5:23）。「わたしを信じる者は、わたしを信じるのではなくて、わたしを遣わされた方を信じるのである」（12:44）。「わたしを信じる者は、わたしを信じるのではなくて、わたしを遣わされた方を信じるのである」（3:20）¹⁷。

ラビユダヤ教は、代理人は、派遣者と同一の権威を持つというこの考えを、使者と派遣者はその本質を同じくする者である、両者は一体であると神秘主義的な解釈に発展させた。ヨハネ福音書では、父と御子の一致は「わたしと父とは一つである」（10:30）として、あるいは「父がわたしの内におられ、わたしが父の内にいる」（10:38）（14:10～11、17:21～23 も同様）という定式で語られている。このような定式から、神が一度も姿を現さないこの福音書における神の体現者とは、父から遣わされた特別な使者としてのイエスに他ならないことがわかる。つまりイエスの自己証言にこそ、ヨハネ福音書独自のキリスト理解が反映されていると考えることができるのではないだろうか¹⁸。

4. 神の自己証言としての第二イザヤ

神の自己証言はそれ自体で信憑性を保証され、他に人間の証言を必要としない。この点について、ヨハネ福音書を裁判のモチーフから読解するリンカーンの指摘に触れておく。ヨハネ福音書における論争は法廷を意識して書かれていることは、元来、法廷における裁判で使われる「証言する（μαρτυρέω）」がヨハネ福音書において特にイエスの言葉に多用されていることから伺える¹⁹。8:13～20 の段落に関して、リンカーンが指摘しているのは第二イザヤ（特に 43:10）との類似点である。彼は、イザヤ書 43:10 を例示して、イエスの自己証言に神の証言を重ね合わせて理解すると、イエスの自己証言の正当性は証明されると述べている²⁰。

確かに、イザヤ書 41:1～5、41:21～29、43:8～13、44:6～8、45:18～25 は法廷論争の文学類型で描かれている²¹。ヤハウエは、諸国の民と彼らの神々の前で、法廷を自ら設け、そ

ここではヤハウエは裁判長であると同時に諸民族を喚問する告訴の証人として自らを啓示する。裁判の主題はヤハウエの唯一性²²である。この点について、ヨハネ福音書 8:13～20 とイザヤ書 43:10 との関連を詳しく調べることは、今後の課題としたい。8:18 はいわゆる「私は…である (ἐγώ εἰμι)」定式ではないものの、「私 (ἐγώ)」が強調されていることから、神の唯一性に関する自己証言と関連性を持っていると考えられる。

また前述したユダヤの法原理によると、使者が派遣者から委託された代表的権限は主に司法上のものであった²³。このことも、第二イザヤの舞台である法廷においてヤハウエが果たしている裁判官としての役割に関連して読むと興味深い。実際、ヨハネ福音書においてイエスは父から裁く権限を付与され、父の代理人として自ら裁きを行うと繰り返し証言している。(ヨハネ 3:18²⁴、5:22²⁵、27²⁶)

結

以上の考察より以下のことが明らかになった。

8:13～20 においてイエスは自己証言の正当性を主張している。それは自らの証言が神の証言であるという確信に支えられている。証言の信憑性は証人の人格、本質によって確保されていることを鑑みると、イエスの、父（神）からの使者であるという本質が自己証言の正当性において重要である。本質を規定しているのは、自らの神的起源に関する知識と使者としての自覚である。遣わされた者、使者は、派遣者と同等の権威を委ねられているだけでなく、しばしばその本質も同じであると考えられた。第二イザヤの法廷論争に見られるように、ヤハウエ自らが裁判官であり、かつ証人であるならば、自己証言は正当化される。そこには、イエスを神の体現者として理解する、ヨハネ福音書独自のキリスト論が反映されている。以上の考察は多くの未整理の論点を残しているものの、自己証言の正当性という問題は、今後、ヨハネ福音書のキリスト論に関する考察を深める有力な手掛かりを提供してくれるものと考えられる。

¹ 「二人または三人の証言によって処刑されなければならない。一人の証人の証言によって処刑されてはならない」鈴木佳秀「申命記」(山我哲雄・鈴木佳秀著『旧約聖書Ⅲ民数記 申命記』岩波書店、2001年)、329頁。

² 「どのような咎、どのような罪科であれ、すべて人が犯す罪については、唯一人の証人によって立証されてはならない。二人または三人の証人の証言によって、ことが立証されなければならない。」同上、337頁。

³ 小林稔「ヨハネ福音書」『新約聖書Ⅲヨハネ文書』岩波書店、1995 年、27 頁。

⁴ 申命記 17:6 は死刑判決に関わる証言である。また 19:15 は有罪判決における偽証の排除に関する原則である。

⁵ 「聞き入れなければ、ほかに一人か二人、一緒に連れて行きなさい。すべてのことが、二人または三人の証人の口によって確定されるようになるためである」(マタイ 18:16)。「わたしがあなたがたのところに行くのは、これで三度目です。すべてのことは、二人ないし三人の証人の口によって確定されるべきです」(第二コリント 13:1)。

⁶ R. ブルトマン、杉原助訳『ヨハネの福音書』日本キリスト教団出版局、2005 年、230 頁。

⁷ R.E.Brown, *The Gospel according John*(i-xii), Yale University Press, 2008, p.341.

⁸ Craig.S.Keener, *The Gospel of John volume1*, Grand Rapids, Baker, 2003, p.742.

⁹ J.Ramsey, *The Gospel of John*, Grand Rapids, Eerdmans, 2010, p.483 もこの立場に立つ。

¹⁰ ボウカムはケヴィン・ヴァンフーザーの証言に関する定義を以下のように引用している。「証言とは、証言者が『乙』と述べるまさにその行為が『その乙』という証拠として提示される言語行為であり、それは証言者が『その乙』を真に述べるに足る能力と信用を備えているという前提に成り立っている」。リチャード・ボウカム、浅野淳博訳『イエスとその目撃者たち』新教出版社、2011 年、469 頁。

¹¹ ブルトマンは、「どこから来たか、どこから生まれたか」という問いは、ヨハネ福音書においては両義的な意味を持ち、それはすなわち、起源と本質であると述べている。前掲書、660 頁。ヨハネ福音書の以下の箇所を参照のこと。「上から来られる方は、すべてのものの上におられる。地から出る者は地に属し、地に属する者として語る。天から来られる方は、すべてのものの上におられる」(3:31)。「肉から生まれたものは肉である。霊から生まれたものは霊である」(3:6)。「イエスは彼らに言われた。「あなたたちは下のものに属しているが、わたしは上のものに属している。あなたたちはこの世に属しているが、わたしはこの世に属していない」(8:23)。

¹² 『ギリシア語釈義事典Ⅲ』教文館、1995 年、98 頁。

¹³ 「遣わされた者」とはヨハネ福音書において 24 箇所。Moulton, *Geden Concordance to the Greek new Testament*, T&TClark International, 2002, pp. 866-867.

¹⁴ R. カイザー、前川裕訳『ヨハネ福音書入門』教文館、2018 年、102～103 頁

¹⁵ Peter Borgen, “God’s Agent in the Forth Gospel,” *The Interpretation of John*, ed.by John Ashton, Fortress Press, 1986, p.68.

¹⁶ John Ashton, *Understanding The Forth Gospel*, Oxford University Press, 2008, p. 217.

¹⁷ 共観福音書にもこの用例はみられる。「あなたがたを受け入れる人は、わたしを受け入れ、わたしを受け入れる人は、わたしを遣わされた方を受け入れるのである」(マタイ 10:40)。「これらの子供たちの一人を私の名のゆえに受け入れる者は、わたしを受け入れるのだ。ま

た、わたしを受け入れる者は、私を受け入れるのではなく、私を遣わした者を受け入れるのだ」(マルコ 9:37)。

¹⁸ R. A. カルペッパー、伊東寿泰訳「ヨハネ福音書文学的解剖」日本キリスト教団出版局、2005、161 頁もこれと同様の内容を述べている。

¹⁹ 新約聖書において「証言する(μαρτυρέω)」、は、ルカ文書 12 回(ルカによる福音書 1 回、使徒言行録 11 回)ヨハネ文書 43 回(ヨハネ福音書 33 回ヨハネ第一の手紙 6 回ヨハネ第三の手紙 4 回)その他ヘブライ書 7 回黙示録 4 回のように用いられている。Moulton, Geden, op.cit., p. 666.

²⁰ A.T.Lincoln, *Truth on Trial*, Hendrickson, 2000, pp.84~85.

²¹ 関根清三訳『旧約聖書Ⅶイザヤ書』岩波書店、1997 年、173 頁。

²² 「主とは私である」(イザヤ書 43:10)

²³ Borgen. op. cit., p.70.

²⁴ 「御子を信じる者は裁かれない。信じない者は既に裁かれている。神の独り子の名を信じていないからである」

²⁵ 「また、父はだれをも裁かず、裁きは一切子に任せておられる」

²⁶ 「また、裁きを行う権能を子にお与えになった。子は人の子だからである」

凡例

本研究ノートは新約聖書のギリシア語本文の底本として、K.Aland/B.Aland, *Noum Testamentum* (27. revidierte Aufl.; Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1993) を用いている。

本稿中に言及される聖書翻訳は、8 章 12 節から 20 節については私訳し、それ以外の新約聖書の翻訳については、『聖書 新共同訳 旧約聖書続編つき』(日本聖書協会)を使用した。

Theological Dictionary of the New Testament は TDNT という略号を用いて記載した。